

2023年（令和5年）8月

第76期新入会員予定者 各位

大阪弁護士会

会長 三木 秀夫

新人独立弁護士等支援制度のご案内

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今の皆様を取り巻く就職状況には大変厳しいものがあり、大変ご苦勞されておられるものと思います。そのような状況の下、なかには、修習終了後直ちに独立開業をお考えの方や、いわゆるノキ弁となる方もおられることでしょう。その場合には不安な点も多々あるかと思えます。

大阪弁護士会では、新人独立弁護士等（司法修習終了後①既存の法律事務所に所属せずに独立した弁護士である会員、②既存の法律事務所に所属した後1年以内に独立した弁護士である会員、③支援の必要があると特に会長が認めた会員であって、弁護士登録後2年を経過しない会員をいいます。）の皆様のために、別紙の各支援制度を設けております。（新規登録弁護士による共同事務所所属やいわゆるノキ弁等で支援が必要な場合も対象となります。）

修習終了後直ちに独立をお考えの皆様やノキ弁となる皆様に、これらの新人独立弁護士等支援のための各制度をご案内させていただきますので、別紙の各支援制度の概要をお読みいただき、ご利用いただければと考えております。

新人独立弁護士等の皆様の、少しでも手助けができればと考えております。よろしくご検討ください。

以上

大阪弁護士会新人独立弁護士等支援制度の概要

第1 大阪弁護士会入会にあたっての支援

大阪弁護士会に入会するにあたっては、会館負担金会費 40 万円が必要となっています。この 40 万円の納付方法に関して、一括納付のほか、①入会時に 20 万円、入会日の半年後までに 20 万円の納付、②入会日の 1 年後から 4 年後まで毎年 10 万円の分割納付の 2 通りの納付方法があり、入会に際して分割払いの申請をすることによって①又は②の取扱いとなります。（この制度は、修習終了後 1 年以内に大阪弁護士会に新規登録される新人弁護士が対象になっています。）

なお、月額 1 万 4,000 円の一般会費に関して、司法修習を終了し、その後入会した会員について、司法修習を終了した日から 5 年を経過する日の属する月の前月分までは月額 7,000 円に減額されます。

また、月額 6,000 円の会館特別会費に関して、入会に際して、①会館特別会費中一部延期申請をした場合、5000 円部分についての徴収開始月を、入会后 3 年を経過する月とすることができます。同じく入会に際して、②会館特別会費延期申請をした場合、月額 6,000 円の徴収開始月を、入会后 3 年を経過する月とすることができます。（この制度は、平成 22 年 8 月 1 日以降に大阪弁護士会に入会される会員が対象になっています。なお、一度選択した会館特別会費の支払い金額は、変更することはできません。また、支払いを延期する措置であり、免除ではございませんのでご注意ください。）

詳細につきましては、財務課（TEL:06-6364-1232）までお問い合わせください。

第2 指導委託制度

新人独立弁護士等の O J T の機会を確保するため、指導委託制度を設けました。この制度は、新人独立弁護士等が、大阪弁護士会会長から委託を受けた支援担当弁護士による指導を最長 1 年間受けられるものです。支援担当弁護士は、指導能力と識見を有する弁護士のなかから会長が委嘱し、その任に当たります。新人独立弁護士等は、指導期間中、支援担当弁護士の事務所において指導が受けられます。自身が獲得した個人事件につき質問をしたり、支援担当弁護士が担当する事件を共同受任したりする

ことでOJTの機会を確保してもらいます。ただし、指導期間中の報酬が保証されるものではありません。

詳細につきましては、企画二課（TEL:06-6364-1371）までお問い合わせください。

第3 最後に

これらの制度は、いずれもこれで完結したものではありません。各制度をご利用いただいた方の声を聞いて、より良い制度に変えていくことを予定しております。

以上